

令和元年第11回農業委員会総会議事録

令和元年11月11日（月）第11回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番	神山 順一	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
		12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員 10人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 1人

11番 藤本 彰

議事

議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第51号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第54号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項	農地法施行規則第29条の規定による届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長	小川 泰典
次長	竹村 陽子
主幹	藤井 和昭

(開会時刻 午前9時30分)

藤井主幹	<p>ただ今から新見市農業委員会第11回総会を開催致します。本日の出席は27名、欠席は11番藤本委員です。</p> <p>それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。農繁期も一段落してほっと一息つかれていることではないかと思えます。利用状況調査はもう済みましたでしょうか。昨年もでしたが今年も8月から9月と暑い日が続きました、10月になっても一向に涼しくならず大変だった事だと思えます。9月の豪雨で被災された地区の調査には苦勞された事だと思えます。利用状況調査が完了しますと、一応集約できましたら順次農家の意向調査になるかと思えますが、農家の意思が一番大事なんでしょうから、耕作続けてやるんだ、耕作はもうしないのか、貸してもいいのかいけないのか、売するのか売らないのかというような事もそれを正確に把握する必要があるんじゃないかと思えますが、これにはかなりの時間がおそらくかかると思えます。意向調査が終わりますと、次に集約とか色々な事について、利用権設定とかという事についても考えなければいけないのではないかと思います。14日からの視察ですが、行ってそういう機会がありましたらまた質問してみてもいいのではないかなと思っております。視察研修に合わせて体調を十分に管理して頂きたいと思えます。本日もよろしくお願い致します。</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は12番山田委員に先導をお願い致します。</p>
山田委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。</p> <p>本日議事録署名委員は9番川上委員、10番久保木委員にお願い致します。</p> <p>続いて、日程2「議事」に入ります。</p> <p>議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>

小川局長	<p>今月は農地法第3条の申請が1件ありました。現地調査を10月17日に行いました。場所は高尾、現況地目は畑、移動理由は贈与、契約の種類は所有権移転です。作物は野菜、作業従事者は2名となっております。農地法第3条第2項各号の状況ですが、1号ですが、譲受人は経営農地すべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま。2号ですが、譲受人は個人であり該当致しません。3号も信託ではないので該当致しません。4号ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、該当致しません。5号ですが、当該地区の10aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号ですが、親が亡くなり相続を受けたが、農業経験もなく耕作できないため、実家の耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、譲受人は譲渡人の実家の地元耕作者であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>11月6日に眞壁委員、溝尾委員と私の3名とで現地調査を行いました。場所は高尾●●から500m上へ行った所の●●になります。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第50号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案51号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、第4条の申請は2件です。1番の場所は草間、現況地目は畑、転</p>

	<p>用目的は進入路、転用理由は現在の駐車場の前が狭く車両の出入りが不便なため申請地を進入路として利用したいというものです。工事期間は許可日から3ヶ月です。この申請地は、農振農用地から除外したもので、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。自宅の駐車場の前が狭く、車両の出入りが不便なため、当該申請地を進入路として利用しようとするもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りですべて自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
神山委員	<p>11月8日、藤本委員、私とで現地確認しました。場所はJR伯備線●●●●から北の方へ約3km上がった所に草間と高粱の●●●●という部落があるんですけども、そこから●●●●●●の方面へ1kmほど上がった所の谷の斜面のところになるんですが、現況も花木が植わっているような状態でしたが、駐車場に入るにも場所的にも邪魔になっているかなという感じでした。お願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第51号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案51号農地法第4条2番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番の場所は哲西町上神代、現地調査を10月29日に行いました。現況地目は田、転用目的は育苗ハウス及び進入路、転用理由は水稻育苗ハウスの新設及び車両の進入・転回場として利用するためというものです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。このたび、水稻育苗ハウスを新設すること及びその周辺を車両の進入、転回場として利用しようとするもので、申請地に</p>

	<p>代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間は令和元年11月12日から令和元年12月31日です。資金計画ですが、土地造成及び建築費は記載の通りですべて自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>11月5日、谷川内委員、奥津委員、私とで現地確認を行いました。場所は、●●●●●●●●線を信号から●●に入っすぐ右手にあります。300mほど国道から右に入った所にご本人の自宅があり、そのさらに右の方にすぐ隣にこの畑1,094㎡の場所がありまして、ここに育苗ハウスをするということですが、先月米の乾燥小屋を建てるということで届出だけあった訳ですが、これが200㎡超えるということで改めて許可申請をしていただいたということでございます。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第51号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。なお、2件とも面積が30a以下のため、県農業会議の諮問は任意となりますが、諮問は不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(全員承諾)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可妥当とします。</p> <p>続いて、議案52号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、第5条の申請は3件です。1番の場所は土橋、現地確認は10月29日に行いました。現況地目は畑、転用目的は資材置場、転用理由は、申請地周辺にある太陽光発電設備の管理・点検等のための資材置場として</p>

	<p>利用したいというものです。契約の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は記載の通りです。この申請地は、農用区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。借受人は、主にソーラーパネルの資材の販売を営む法人で、このたび申請地の周辺に設置している太陽光発電設備の管理・点検等のため、太陽光発電設備の資材置場として利用しようとするもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。工事期間は、これは資材設置期間であろうかと思いますが、許可日から6ヶ月です。資金計画については、土地造成は特に行わないということです、金額はあがっております。</p>
会 長	<p>それでは、この件については申請人が出席して説明したいということなので、来られておりますので入室してください。</p> <p>(申請人、入室)</p>
会 長	<p>申請人の方はご苦労様です。 それでは申請理由を説明してください。</p>
申請人	<p>申請理由は申請書に書かせていただいておりますけれども、申請地周辺の発電設備の管理・点検のための資材置場としてということです。</p>
会 長	<p>場所としてはそこが一番良かったということでしょうか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
会 長	<p>それでは、事務局、申請人の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。ある場合は、挙手をお願い致します。</p>
仲田委員	<p>工事期間が6ヶ月というふうに記入をしてあるのですが、土地造成費・建築費等々は全く未記入ということで、この工事期間というのは材料、資材の搬入期間と考えてよろしいでしょうか。</p>
申請人	<p>はい、その通りです。</p>
会 長	<p>許可日から6ヶ月間が資材の搬入期間ということですね。他にご意見、ご質問はありませんか。</p>

谷川内委員	太陽光発電設備のための点検のための資材と書いてありますが、具体的に名前とか名称とか言えたらですけど、全般的にそんなに大きな物がたくさんあるのかどうかですけど、その6ヶ月かかるというのは相当な物を搬入されるのですか、ということがまだ我々としては分からないのですが。
申請人	失礼します。資材置場の立面図、資材置場図面に記している通りになります。
谷川内委員	何を入れるかというのをお聞きしたつもりなんですけど。
申請人	書いています。
谷川内委員	申し訳ないんですが我々それを見てないんですけど、今口頭で聞きたいなということ。
申請人	まず、補修用の架台です。それとパレット、パネル、点検に必要な資材一式になります。
会 長	パネルとか架台とか。
谷川内委員	いや、細かい事を言うようですけど、点検に必要な資材一式というのが何か知りたいということです。差し支えるところはないですけど、ということです。
申請人	細かい事を言いますと、補修用の電線であったり、点検資材、発電機、その他一式です。
会 長	よろしいでしょうか。
谷川内委員	まあ、ちょっと納得はできないんですけども、一式と言われるんですから、それ以上のことは言いようがありませんので、質問を打ち切ります。ありがとうございました。
会 長	他にご意見、ご質問はありますか。
仲田委員	資材を一式置かれるということで、僕の考えでは露天のほうになるんですけども、そういう考えでよろしいでしょうか。

申請人	はい。基本的には露天で、例えば濡れては困るような物に関してはブルーシート等を被せて保管ということになります。
仲田委員	はい、分かりました。
会 長	他に皆さんから、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問はございませんようですので、申請人は退室をお願い致します。 (申請人、退室)
会 長	それでは、議案第52号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
会 長	はい。賛成多数で申請のとおり許可妥当と致します。続いて議案52号農地法第5条2番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番の場所は上市、現地確認は10月29日に行いました。現況地目が畑、転用目的は住宅用地です。転用理由は、平成30年7月豪雨災害で実家が被災したため、このたび当該申請地を宅地として利用したいというものです。契約の種類は、売買による所有権移転で、工事期間は令和元年12月1日から令和2年7月31日です。価格は記載の通りで、建ぺい率は36.1%です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地と考えます。譲受人の実家は平成30年7月豪雨災害で被災し全壊したため、アパートで生活しながら、住居を新築する場所を探していました。このたび知人の紹介で申請地を譲り受けて住宅を新築することになり、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成費は記載の通りで、建築費も記載の通り自己資金と借入金でまかなうということです。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

眞壁委員	<p>11月2日、泉委員、私とで現地確認を行いました。場所は●●●●●●●●●●から南東に60～70mくらいの所です。この申請人は7月豪雨で被災したと言われておりますが、これは●●●●だそうです。完全に家が破壊してしまっているということです。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませぬか。</p>
久保木委員	<p>面積が210㎡となっているのですが、面積の制限はないんですか。</p>
小川局長	<p>一般住宅でございましてら500㎡までというのがあります。また、農家住宅でしたら1000㎡までという一定の基準があります。</p>
会 長	<p>ほかにご意見ご質問はありませぬか。ご意見等ございませぬので、議案第52号2番に賛成の方は挙手をお願ひ致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり許可妥当と致します。続いて議案52号農地法第5条3番について事務局の説明をお願ひします。</p>
小川局長	<p>3番の場所は哲多町成松、現地確認は10月18日に行いました。現況地目は畑、転用目的は資材置場です。転用理由は、県道改良工事に伴う建設資材の置場として一時的に利用したいというものです。契約の種類は賃貸借権の設定です。価格は記載の通りで、工事期間は許可日から令和2年3月31日です。この申請地は、農用地区域内農地ですが、近隣の県道改良工事に伴い、一時的に建設資材等の資材置場として使用するものであり、例外許可規定の「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」に該当することから、転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成費は記載の通りですべて自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
川上委員	<p>11月7日、奥山委員、鈴江委員、私とで現地確認を行いました。場所は県道●●●●●線●●の方へ走りまして、●●●●●より約200mくらい上に土地があります。当日は土地の使用者も同席をされまして、説明を受けまして問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。</p>

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
仲田委員	土地造成費が5万円ついているのですが、これは進入口の方をかまわれるのですか。内容は。
川上委員	これは仮置場全体としての中で借り上げと伺っております。
会 長	他にご意見ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第52号3番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり許可妥当と致します。なお、3件とも面積が30a以下のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問は不要としてよろしいでしょうか。 (全員承諾)
会 長	それでは諮問不要として許可と致します。 続いて議案第53号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回、新規の貸付が7件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番が唐松、田5筆3年の使用貸借、2番が上熊谷、全1筆1年5ヶ月の使用貸借、3番、4番が下熊谷、それぞれ田1筆、田2筆の使用貸借、期間が3年3ヶ月としておりますが、2年4ヶ月に修正をお願いします。5番が千屋井原、田5筆、10年1ヶ月の使用貸借、6番が神郷下神代、田5筆、10年1ヶ月の使用貸借、7番が神郷釜村、畑1筆、20年の賃貸借です。なお、5番、6番が農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明

	を求めます。1番から順次お願いします。
三輪委員	1番の現地確認を11月2日に逸見会長、藤澤委員、私とで行いました。場所は、●●●の前付近に並んで●●●●番まで4枚は並んでありました。●●●●番はそこから約100mほど南方向にありました。問題ありません。よろしくお願いします。
小西委員	2番の現地確認を11月4日に谷岡委員と行いました。場所は、県道●●●●線の●●●●●という部落があるんですけど、その部落の方へ●●●線が県道との間あるんですけど、県道寄り、●●●線へ向かって80mくらい行った所にあります。現地は見に行きましたが、問題ないと思います。3番、4番の現地確認を同じく11月4日に行いました。場所は、県道●●●●線の●●●●●という堤があるんですけど、それより300mくらい手前を北の方向へ、3番は50mほど入った所に、4番は300mほど入った所にあります。これも圃場整備されていて問題ないと思います。
山本委員	5番の現地確認を11月10日に小田委員と行いました。場所は、●●●●●の少し上流を、●●●方向に1kmほど入った所に●●●●●番台2枚、県道下にあります。それを少し上がった所に●●●●●に行く道があるんですが、それを500m上がった所に●●●●●番台が3枚あります。現在は農地として並んでいますので問題ないと思います。
井上委員	11月2日に仲田委員、私とで現地確認を行いました。場所は、●●●●●より●●●方面に1km行った地点です。家の前はすべて耕作をされました。7番は神郷釜村の●●●●●でありまして、市営バスの●●●の乗り降り場からすぐ目の前に圃場があります。そこでトマトを作るということでブルを動かしておられました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第53号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の

	説明をお願いします。
竹村次長	再設定が3件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり、問題ないと思われま。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりましたが、関係地区委員より補足説明はありますか。 (ありません)
会 長	補足説明がありませんので、再設定についてご意見、ご質問はございませんか。 (ありません)
会 長	ご意見ご質問等ございませんので、議案第53号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第54号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は3件ありました。1番の場所は新見、現況地目は雑種地、2筆です。理由は昭和44年頃造成工事を行い、駐車場として利用しているというものです。確認は10月28日に行いました。2番の場所は高尾、確認は10月8日に行いました。現況地目は宅地、理由は昭和53年頃に住宅を建築し、宅地として利用しているというものです。3番の場所は唐松、確認は10月8日に行いました。現況地目は原野、理由は30年前頃から耕作しておらず、竹木が生え原野となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
倉脇委員	1番、2番は11月6日に眞壁委員、溝尾委員、私とで現地確認を行いました。1番の場所は●●●●の下辺りになります。こちらは駐車場になっております。2番の場所は●●●●に隣接する住宅でした。こちらも住宅の一部として利用されておりました。
藤澤委員	3番は11月2日に逸見会長、三輪委員、私とで現地確認を行いました。

	<p>場所は、●●へ入る●●●●をずっと行ってもらえれば、●●●●●●●●から川の方へ行った川沿いでございまして、そこへ●●●●●●●●の●●●●があります。その場所であり、竹が生えております。カズラがずっとまいておりました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>議案第54号1番、2番、3番の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め認定と致します。</p> <p>それでは45分まで暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩：10：35～10：45)</p>
会 長	<p>時間がまいりましたので再開します。続いて報告事項、農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回は1件あります。場所は千屋実、確認を10月28日に行っています。目的は農機具倉庫で、面積は180㎡、工期は許可日から6ヶ月間、現況地目は田です。理由は農機具倉庫を設置し作業の効率化を図るというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の確認報告をお願いします。</p>
小田委員	<p>11月10日に山本委員、私とで現地確認を行いました。場所は●●●●の真裏、市道沿いです。その後、申請人と話をしまして、裏山を今年木を全伐したらしくて、その水が現在の倉庫に雨が降るたびに15cmくらい溜まるということで行きましたが、確かに10cmか15cmくらい市道より下がっている所に現状の倉庫があります。雨が降るたびに浸かるということで、それを嵩上げしたらというと、昔の倉庫なので嵩上げすると何も入らないということ、やむを得ないのではないかと思います。よろしくをお願いします。</p>

会 長	次に農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は1件出ています。場所は豊永宇山、確認を10月18日に行っています。現況地目は畑、転用目的は携帯電話基地局の建設で、転用理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというものです。契約の種類は賃貸借権の設定で、工事期間は令和2年2月1日から令和2年2月29日です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
神山委員	11月8日に藤本委員と、私とで現地確認を行いました。場所は、●●●●線●●●●を●●●●へずっと上がっていったら●●●●がありまして、そこから南西方向へ2.5kmほど行った所の●●●●●●●●という部落の南の端にあたります。行ったときはまだ丁張りも何もしてなかったんですが、場所の方は見えています。畑の端の場所になります。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は2件出ています。1番の場所は上熊谷、確認を10月16日に行いました。現況地目は原野2筆、理由は昭和の頃から耕作しておらず、原野となっているというものです。2番の場所は上熊谷、確認を10月16日に行っています。現況地目は原野3筆、山林2筆、理由は昭和の頃から3筆は耕作しておらず原野となっており、2筆は植林し山林となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡代理	確認日は11月4日です。場所は、熊谷の●●●●●●の少し手前に●●●●●●●●があるんですが、あそこから約5kmくらい入った所が現地になります。その現地からさらに1kmくらい入った所が、ほとんど山の中ですが、そこへ入った所が原野と山林となっています。
会 長	次に農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	期間変更届が1件出ています。場所は大佐大井野地内、田2筆、農地法第4条による農地改良、令和元年7月までの予定が、県道の道路改良工事の残土で農地嵩上げを行っていたが、今年度工事の残土がなくなったため嵩上げの工事が遅れたということで、令和2年10月1日まで変更となっ

	ています。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
久保木委員	確認日は11月9日です。本年度の残土がないということで、来年度の工事で完了するというので、大体約8割くらいできています。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届が4件出ています。1番は正田地内、農地法第5条で道路への転用、10月3日完了。2番は大佐大井野地内、農地法第4条で農地改良への転用、9月30日完了。3番は大佐大井野地内2筆、農地法第4条で農地改良への転用、9月30日完了。4番は哲多町蚊家地内、農地法第5条で住宅用地への転用、10月11日完了となっています。
会 長	この件について関係地区委員より確認日報告と補足説明があればお願いします。1番より順次お願いします。
藤澤委員	1番は11月2日に確認しました。申請通りできていました。
久保木委員	2番、3番を11月9日に確認しました。さっきの転用届変更の関連で、その残土で行っておりました。●●●番●と●●●番●は一つの田んぼで、それを割田のようなかたちで行っておりました。牧草が蒔かれておりましたが、猪がかなり耕しておりました。
奥山委員	4番は11月7日に川上委員、鈴江委員、私とで確認しました。立派な住宅ができていました。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が3件出ています。1番は千屋井原、田2筆、借受人が高齢のために解約するということです。2番は哲西町大竹、田3筆、こちらも同じく借受人が高齢のために解約するということです。3番は哲西町畑木、田2筆、借受人の意向によりと書かせていただいておりますが、借受人の方が借入地と自分で作られる所で2町半ほど田んぼがあるので、大変なので別の方にお問い合わせしようと思っているということで、解約の申し出がありました。

会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
山本委員	1番は11月10日に現地確認を行いました。この2筆は農地中間管理機構の方に伝えてあったんですけど、引受人も決まっています。
奥津委員	11月5日に谷川内委員、三上委員、私とで現地確認を行いました。2番の場所は、●●●●号●●との境から500m手前を左に行った、●●●●が右側にあるのですがその周辺3枚です。3番は、●●●●号を●●●●●●から500mほど行った右側にありました。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	続いてその他ですが、事務局からお願いします。
小川局長	以前、●●●●への転用での審査請求の申し出がありました件についてですが、農業委員会の方からは弁明書ということで、先方のほうに内容を伝えて、それに対する反論書の提出依頼ということで、文書を送っておりました。それに対する反論書というものが11月1日付けで提出されて、内容につきましては、当該施設において太陽光発電をしないこと、という条件を付けたことが、何ら法的根拠がないのではないかということの反論書が出ております。今後この反論に対する対応について、協議することとしております。
竹村次長	続いて、事務連絡をさせていただきます。 ・視察研修についての案内 ・岡山県農地中間管理事業推進大会についての案内
藤井主幹	次回の総会ですが、12月12日(木)で予定しておりましたが、議会の都合で12月10日(火)午前9時30分に変更していただければと思いますが、いかがでしょうか。場所は南庁舎1階C会議室で開催します。 続いて1月ですが、今回は年始めなので市長の都合を聞いておまして、1月17日(金)午後3時00分からでお願いしたいと思います。場所の方は後日連絡します。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、谷岡代理が閉会の挨拶を行います。

谷岡代理	(閉会挨拶)
------	--------

(閉会時刻 午前 11 時 08 分)

令和元年11月11日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____